

# 社会福祉法人大泉町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、定款第25条に規定する役員の報酬及び費用弁償の額（以下「報酬等」という。）並びにその支給の基準について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 役員の定義は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、理事及び監事は非常勤役員とする。

(2) 常務理事は、常勤役員とし、定款第5条に定める事務所を主たる勤務場所とする。

## (報酬の額)

第3条 報酬の額は、次の表のとおりとする。

区分	報酬
会長	日額 6,000円 半日額 3,000円 ただし、月3万円を上限とする。
副会長	
理事	日額 6,000円 半日額 3,000円
監事	
日額は4時間以上、半日額は4時間未満の出務とする。	
常務理事	月額 173,000円

2 職員が役員を兼ねるときは、役員として受けるべき報酬は支給しない。

## (費用弁償)

第4条 第1条に規定する費用弁償の額は、職務のため旅行した費用（以下「旅費」という。）とし、その種類は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び食卓料とする。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費支給に関する規程の例による。

## (支給の基準)

第5条 報酬等の支給は、現金をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等の支給は、出務に応じその都度支給する。ただし、出務が長期継続する場合は、毎年度最後の出務後にまとめて支給することができる。

3 常務理事の報酬等の支給は、職員の給与に関する規程の例による。

4 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人大泉町社会福祉協議会役員、評議員及び地区社会福祉協議会長報酬支給規程（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。